

都道府県鳥獣行政担当部局内における鳥獣の保護及び管理に関する 専門的知見を有する職員の配置状況について（概要）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

1 専門的知見を有する職員の配置状況の概要

・専門的知見を有する職員を配置している都道府県の数

37 都道府県 79%（平成 27 年度 34 都道府県 72%）

・1 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数

3.0 人（平成 27 年度 2.7 人）

〔 常勤職員 2.2 人（平成 27 年度 2.1 人）
非常勤職員 0.8 人（平成 27 年度 0.6 人） 〕

（鳥獣保護管理員（非常勤職員）については専門的知見の有無を確認できていない者が
あることから、非常勤職員の専門的知見を有する職員数はこれ以上の可能性がある。）

	常勤職員		非常勤職員	計
		うち本庁内		
専門的知見を有する職員 (A)	103 人 (99 人)	33 人 (28 人)	37 人 (29 人)	141 人 (128 人)
鳥獣行政担当職員 (B) (※)	1,333 人 (1,314 人)	390 人 (355 人)	2,945 人 (2,932 人)	4,278 人 (4,246 人)
(A)/(B)	7.7% (7.5%)	8.5% (7.9%)	1.3% (1.0%)	3.3% (3.0%)

（ ）内は平成 27 年度

※鳥獣被害対策など関連部局、公立の調査研究機関（独立行政法人を含む）及び試験場を含む

2 専門的知見を有する職員を 5 人以上配置している道県

都道府県名	人数
北海道	18 人
長野県	14 人
島根県	10 人
栃木県	9 人
岐阜県、静岡県	7 人
神奈川県、兵庫県	6 人
群馬県	5 人

（鳥獣保護管理員（非常勤職員）については専門的知見の有無を確認できていない者があ
ることから、専門的知見を有する職員を 5 人以上配置している都府県はこれ以上の可能性がある。）

(参考)専門的知見を有する常勤職員 141 人の内訳(※複数該当者を含む)

- ① 環境省の人材登録事業(鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター)の登録者:25 人 (15%)
- ② 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者:23 人 (14%)
- ③ 環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会(初級編又は上級編)又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修(座学研修(一連のすべての講座を含む)又はフィールド実習研修)を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者:30 人 (18%)
- ④ 大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者(※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者):42 人 (25%)
- ⑤ 上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者(例えば、鳥獣管理士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護管理について各地域で講義や講演を多数実施されている経験豊富な方、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として検討会委員を委嘱されている方 等):49 人 (35%)